

# 第6次 印西市行政改革大綱

令和3年度～令和7年度



令和3年3月  
印西市

## 【目次】

第6次印西市行政改革大綱体系図	1
1 第6次印西市行政改革大綱策定の必要性（趣旨）	2
2 市を取り巻く現状と課題	2
(1) 少子高齢化・人口減少	2
(2) 財政状況	3
(3) 公共施設の整備状況	5
(4) 地方行政サービス改革の取り組み状況	6
(5) 市民満足度・重要度調査結果	8
3 行政改革大綱の基本方針	9
基本目標1 持続可能な財政運営の推進	9
1-1 さらなる自主財源の確保	
1-2 継続的な事務事業の見直し	
1-3 特別会計等の自律的な財政運営	
基本目標2 公共施設等の適正な管理・運営の推進	10
2-1 公共施設等マネジメントの推進	
2-2 民間活力を活用した公共施設の管理運営	
基本目標3 機能的な組織体制の整備・人材育成の推進	10
3-1 行政組織の活性化・効率化	
3-2 人材マネジメント	
基本目標4 効率的・効果的な行政サービスの推進	11
4-1 BPR（業務改革）の手法やICTを活用した行政サービス	
4-2 適時・的確な情報伝達体制の構築	
4 計画期間	11
5 推進体制	11
6 参考資料	12
①諮問・答申	
②印西市行政改革推進委員会設置条例	
③印西市行政改革推進委員会設置条例施行規則	
④印西市行政改革推進本部設置要綱	

## 第6次印西市行政改革大綱体系図

### 印西市総合計画

- 住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで



### 第6次印西市行政改革大綱

#### 基本目標1 持続可能な財政運営の推進

- 1-1 さらなる自主財源の確保
- 1-2 継続的な事務事業の見直し
- 1-3 特別会計等の自律的な財政運営

#### 基本目標2 公共施設等の適正な管理・運営の推進

- 2-1 公共施設等マネジメントの推進
- 2-2 民間活力を活用した公共施設の管理運営

#### 基本目標3 機能的な組織体制の整備・人材育成の推進

- 3-1 行政組織の活性化・効率化
- 3-2 人材マネジメント

#### 基本目標4 効率的・効果的な行政サービスの推進

- 4-1 BPRの手法やICTを活用した行政サービス
- 4-2 適時・的確な情報伝達体制の構築



### 第6次印西市行政改革実施計画

## 1 第6次印西市行政改革大綱策定の必要性（趣旨）

本市では、平成8年に策定した、第1次印西市行政改革大綱から始まり、平成28年4月の第5次印西市行政改革大綱まで4回にわたり、改訂するとともに、具体的な取り組み事項を定めた行政改革実施計画を策定し、歳出経費の抑制、事務事業等の見直し、民間委託の推進等に取り組んできました。

しかしながら、社会経済状況や少子高齢化等を背景とした行政需要の増加が見込まれる中、本市でも令和10年をピークとして、市の総人口は減少傾向に転じる見込みであるなど、これからの時代に対応できるよう、柔軟な行政運営が求められています。

このような状況の中、事務事業を見直すなど行政改革の取り組みを継続することに加え、新型コロナウイルス感染症などによる、感染症拡大防止のための新しい生活様式の実践等、多様化する行政需要への対応や老朽化が進む公共施設等の更新及び維持管理等、本市を取り巻く社会環境に対応するためには、持続可能な行政運営を構築し、より一層の行政改革に取り組む必要があります。

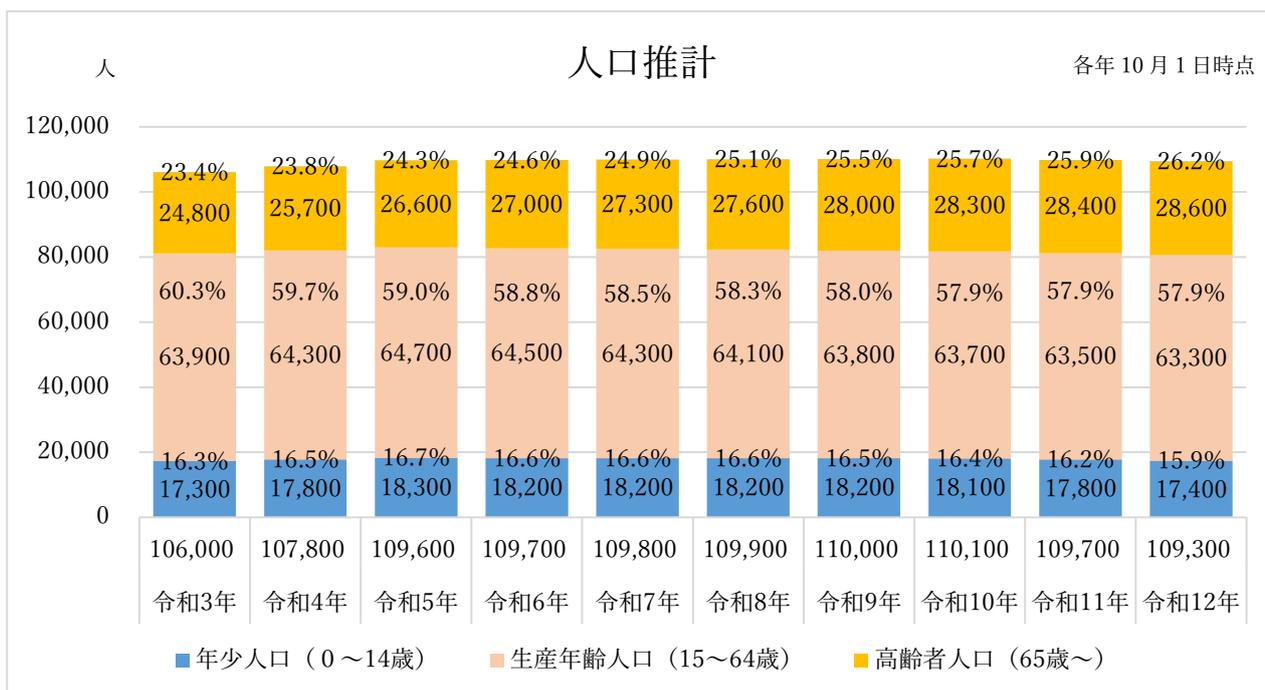
そこで、次世代に大きな負担を残すことなく、多様な行政需要に対応できるよう、財政基盤の強化を図り、行政組織の効率化・合理化、公共施設の適正な管理運営等を進めていくことで、今後も質の高い行政サービスの提供を目指すことを目的とし、第5次印西市行政改革大綱に引き続き、第6次印西市行政改革大綱（以下「本大綱」という。）を策定しました。

## 2 市を取り巻く現状と課題

### (1) 少子高齢化・人口減少

平成30年5月には人口100,000人を超え、令和2年3月末は103,794人となっており、千葉ニュータウン区域における新規宅地開発とその供給余力により、人口のピークを迎える令和10年度まで緩やかではあるが人口増加が見込まれています。

また、人口構成の推移では、令和10年度以降、年少人口比率が減少となる一方で、高齢者人口比率が増加傾向となることから、少子高齢化が進行することが考えられます。



【参考資料 印西市次期総合計画基本構想における将来人口等の見通し】

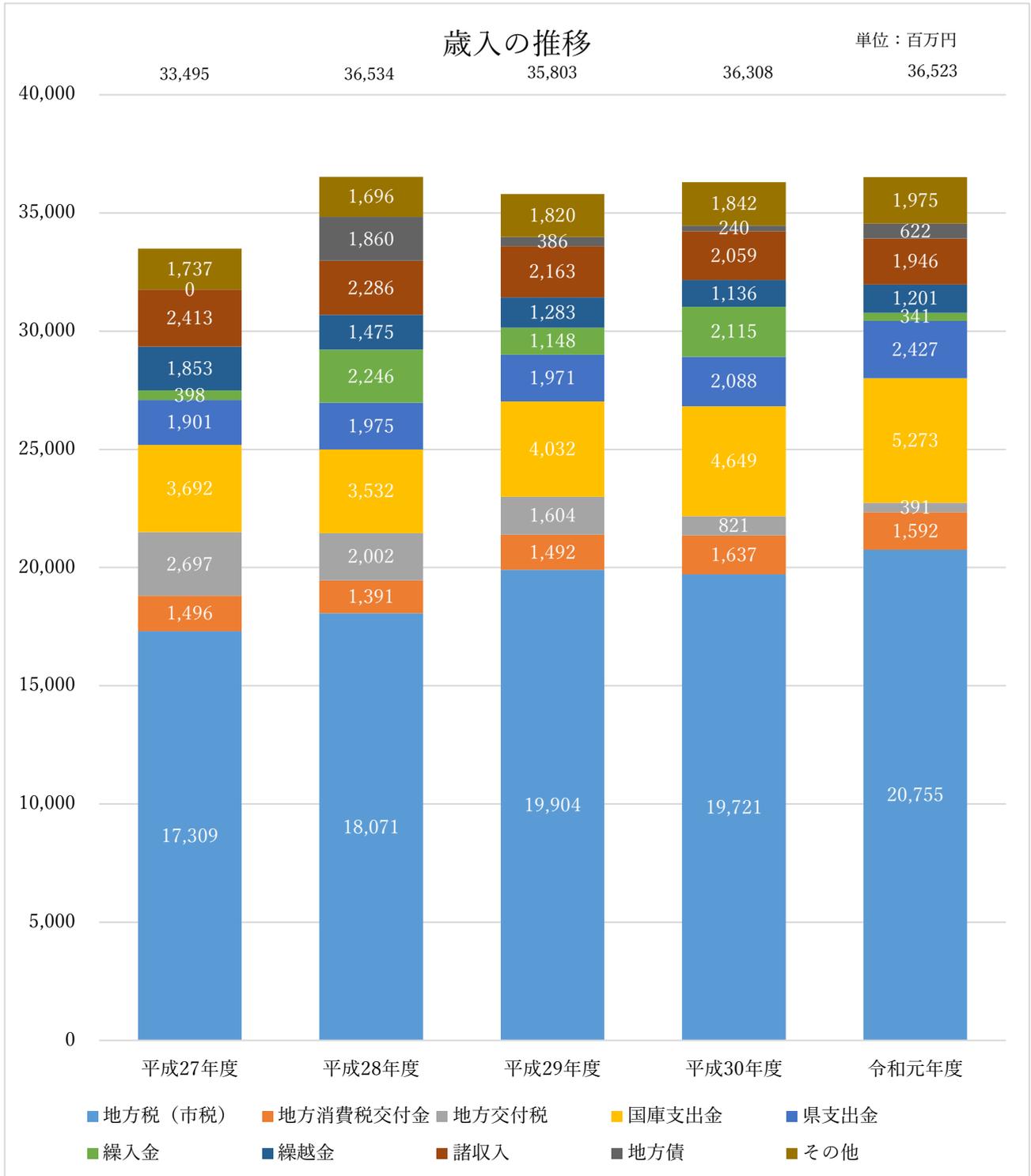
(2) 財政状況

①歳入の推移

平成27年度から令和元年度までの5年間の歳入額は、335億円から365億円までの間で推移しています。歳入総額に占める地方税の割合は、平成27年度173億円(51.7%)から令和元年度207億円(56.8%)へと増加しています。

また、地方交付税(普通交付税)は、市町村合併の特例に関する法律の特例措置期間の満了により、令和元年度に特例措置が終了しています。

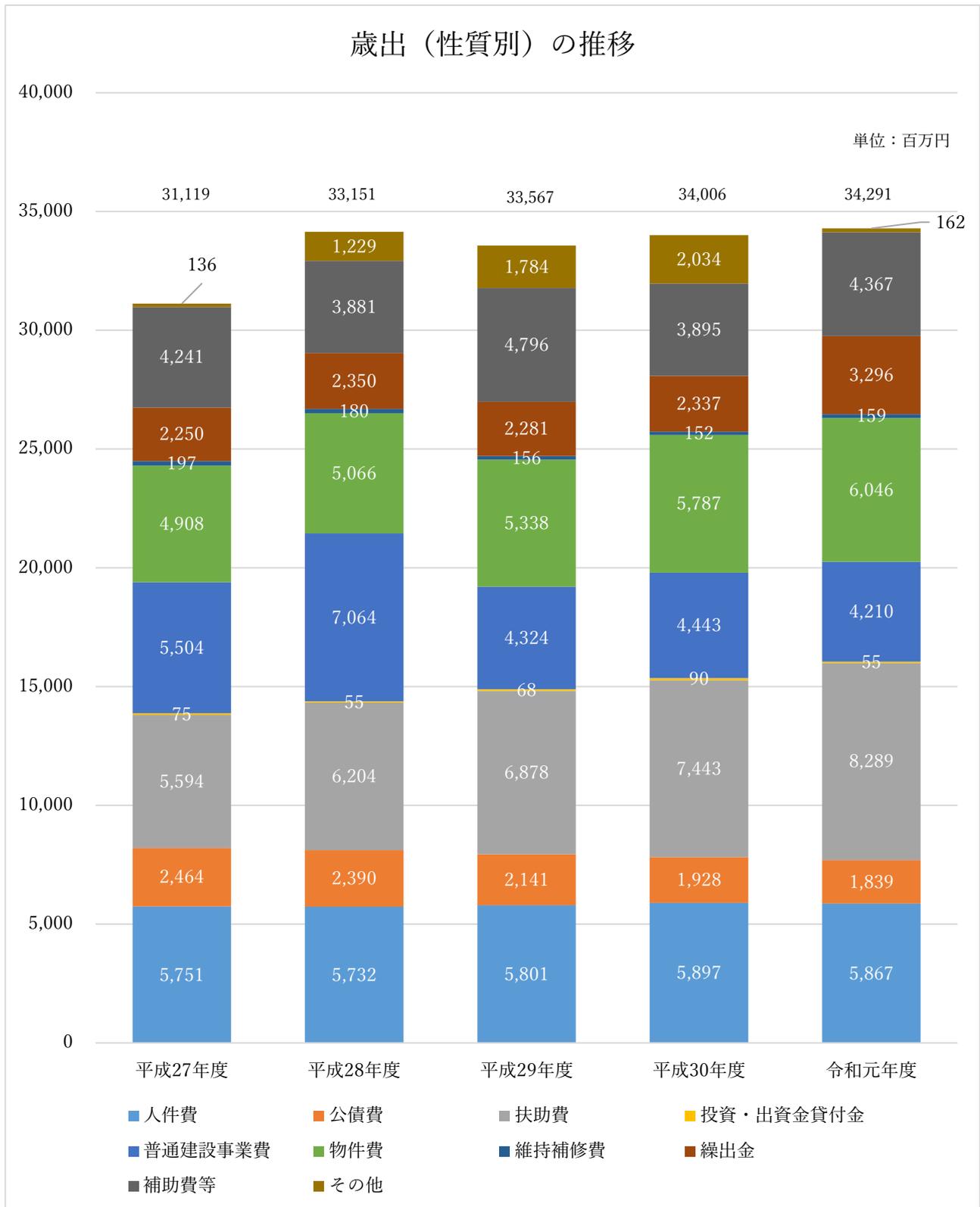
今後、少子高齢化の進行等により、市税収入全体では大幅な増収が見込めない状況です。



【参考資料 決算カード】

## ②歳出の推移

平成27年度から令和元年度までの5年間の歳出額は、310億円から342億円までの間で推移しています。福祉ニーズ等の増大に伴う、歳出総額に占める扶助費の割合は、平成27年度55億円（17.9%）から令和元年度82億円（24.1%）へと増加しています。今後も、少子高齢化の進行に伴う扶助費等の社会保障関連経費及び公共施設等の維持管理費や改修経費の費用増加への対応が求められています。



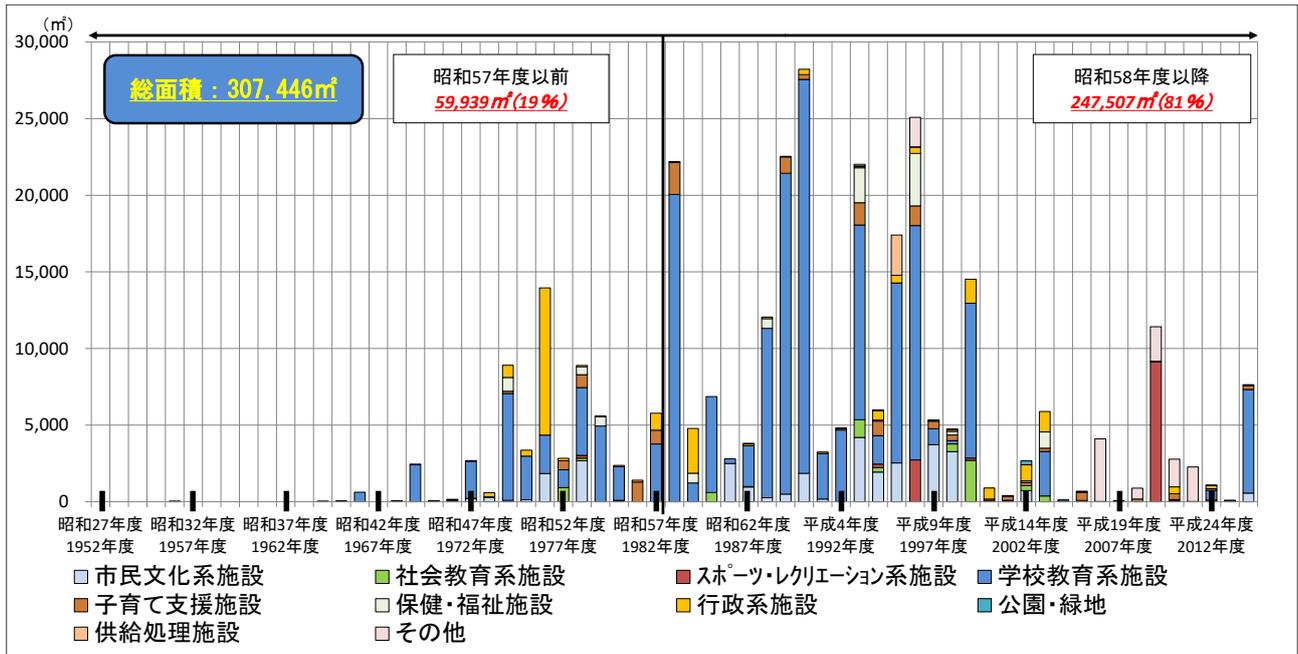
【参考資料 決算カード】

### (3) 公共施設の整備状況

昭和59年3月の千葉ニュータウン中央駅圏への入居に伴って、多くの公共施設を整備してきました。昭和58年以降の施設量を延床面積に換算すると約25万㎡(約81%)を占めており、本市の公共施設は比較的新しい物が多いと言えます。

なお、本市は固定資産台帳との整合性を図り、鉄筋コンクリート造の建築物については建築後25年程度で大規模改修、50年程度で建替えを行うことを想定していることから、近い将来、昭和50年代後半から平成10年代にかけて整備してきた公共施設が一斉に更新等の時期を迎えることとなります。

#### 公共施設の建築年度別延床面積



【参考資料 印西市公共施設等総合管理計画 (H29年3月)】

#### (4) 地方行政サービス改革の取り組み状況等

全国の市区町村における①委託実施状況、②指定管理者制度導入状況、③窓口業務の委託化、総合窓口化等の実施状況は図1・2、表1のとおりとなっております。

本市の導入状況は、①学校用務員事務を除く全ての項目について実施、②保有施設（体育館、競技場、大規模公園、図書館、博物館、公民館・市民会館、文化会館、福祉・保健センター、児童クラブ・学童館等）のうち、博物館（印旛医科器械歴史資料館）、福祉・保健センター（中央老人福祉センター他3件）、児童クラブ・学童館等（小林学童クラブ他10件）について実施、③市役所本庁舎、中央駅前出張所について委託化を実施しています。

図1 ①民間委託（事務事業）の実施状況（委託実施団体の比率）

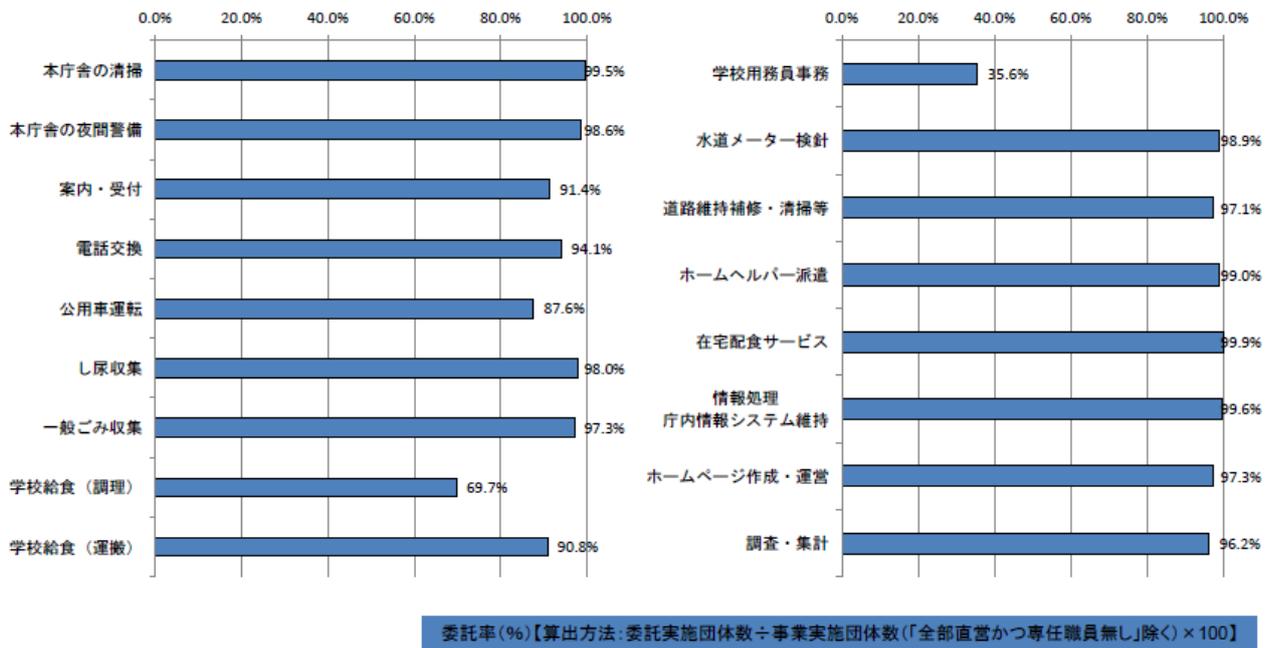


図2 ②指定管理者制度の導入状況（制度導入団体の比率）

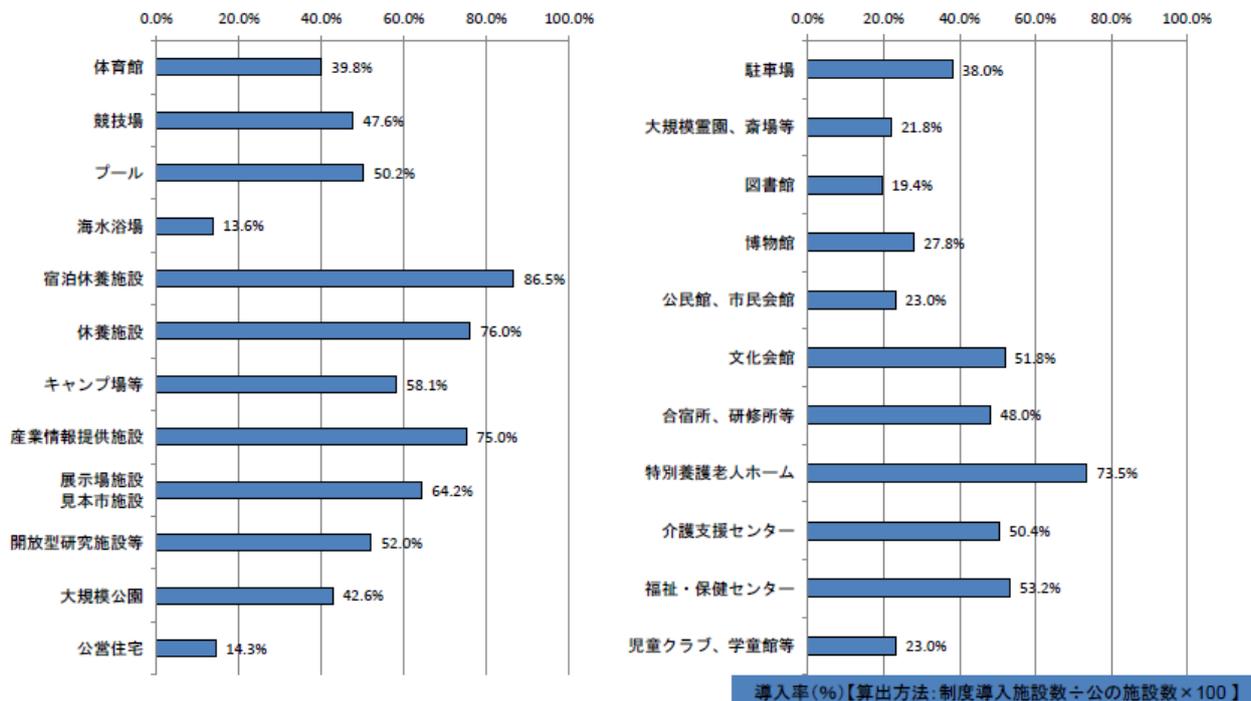


表1 ③窓口業務の民間委託、総合窓口化、庶務業務の集約化等の実施状況

**窓口業務の民間委託の実施状況** 平成31年4月1日時点

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	425団体	1,741団体	24.4%
指定都市	18団体	20団体	90.0%
特別区	20団体	23団体	87.0%
中核市	48団体	58団体	82.8%
指定都市・中核市以外の市	249団体	714団体	34.9%
町村	90団体	926団体	9.7%

(※) 内閣府通知で民間事業者に取り扱わせることができると整理された窓口業務のいずれかを委託している団体数

**総合窓口の導入状況** 平成31年4月1日時点

住民等からの各種申請等（戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等）に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組。

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	236団体	1,741団体	13.6%
指定都市	9団体	20団体	45.0%
特別区	7団体	23団体	30.4%
中核市	18団体	58団体	31.0%
指定都市・中核市以外の市	118団体	714団体	16.6%
町村	84団体	926団体	9.1%

**庶務業務の集約化に関する実施状況について** 平成31年4月1日時点

人事・給与・旅費・福利厚生等の庶務業務について、庶務事務システム等を使用して発生源入力を行い、審査確認等の担当部局を集約し、各部局の庶務担当者の業務を削減する取組を行っていることをいう。

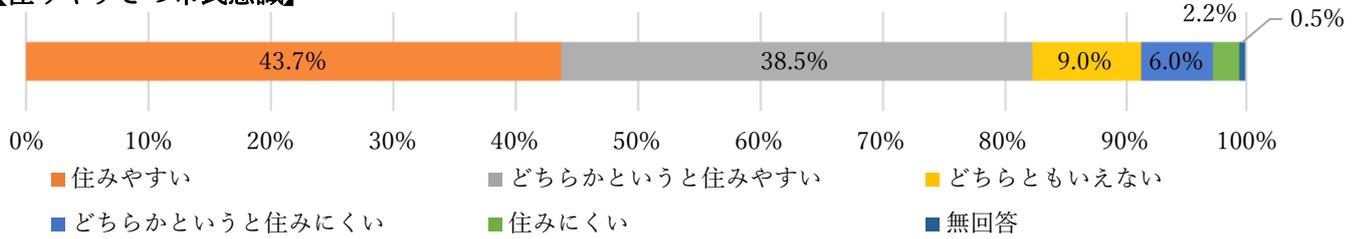
	導入団体数	市区町村数	割合
都道府県	46団体	47団体	97.8%
全市区町村	515団体	1,741団体	29.6%
指定都市	17団体	20団体	85.0%
特別区	23団体	23団体	100.0%
中核市	34団体	58団体	58.6%
指定都市・中核市以外の市	280団体	714団体	39.2%
町村	161団体	926団体	17.4%

【出典 総務省：地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等（R2.3.27公表）】

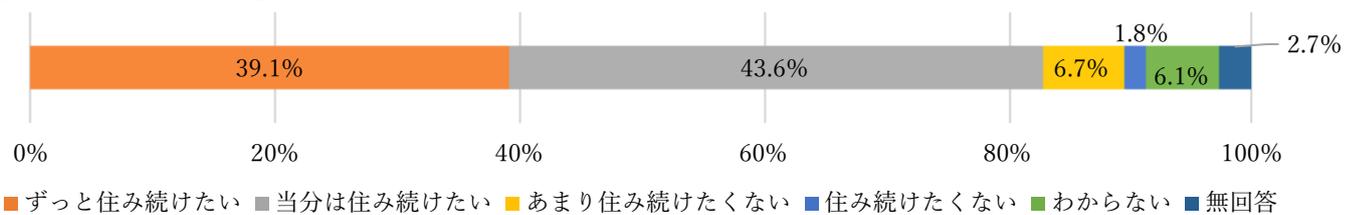
(5) 市民満足度・重要度調査結果

8割を超える人が「住みやすい・住み続けたい」と答えており、住み続けたい主な理由は「自然環境や公園など緑が多い、日常生活に便利」などとなっている一方、約1割の人は「印西市に住み続けたくない」と答えています。

【住みやすさの市民意識】

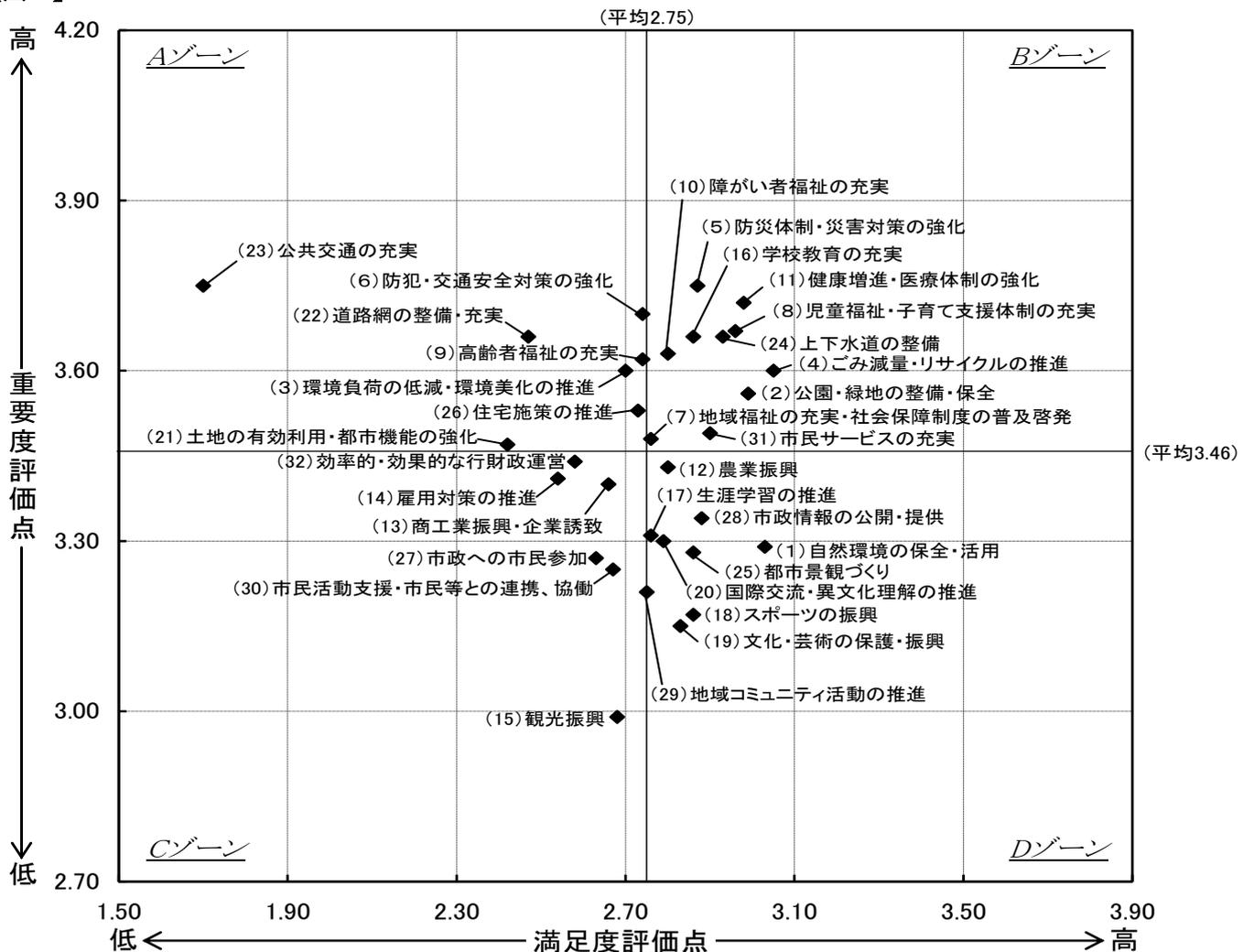


【継続居住の市民意識】



アンケートでは、32項目の施策について、市の取り組みに対する満足度と重要度を4段階評価で調査しました。図1は、それぞれの項目の満足度と重要度を点数化し、相関を示したものです。

【図1】



【参考資料 令和2年度印西市市民満足度・重要度調査報告書】

### 3 行政改革大綱の基本方針

印西市総合計画（令和3年度～12年度）の、将来都市像である「住みよさ実感都市 ずっとこのまち いんざいで」の実現のため、4つの基本目標のもと、職員一人ひとりがE B P M（証拠に基づく政策立案※1）を推進し、包摂と多様性がもたらす持続的な社会の実現を目指した、S D G s（持続可能な開発目標※2）の理念に基づき行政改革に取り組みます。

※1 Evidence-based Policy Making（証拠に基づく政策立案）の略称。政策の企画を局所的な事例や体験に基づき行うのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的な根拠に基づき政策を形成すること。

※2 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」にて記載された国際目標。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、それらは相互に関係しているため、1つの行動によって複数の課題解決を目指す特徴を持つ。

#### 基本目標1 持続可能な財政運営の推進

質の高い行政サービスを持続的に提供していくため、財政力指数に示される強い財政力を維持するとともに、積極的な財源の確保に努めるなど、持続可能な財政基盤の確立を図ります。

##### 1-1 さらなる自主財源の確保

市税等の適正な賦課に努め、効果的な徴収体制の構築により、徴収率の向上を図るとともに、施設利用や証明書等の発行等、行政サービスの利用について、受益と負担の適正化に取り組みます。

##### 1-2 継続的な事務事業の見直し

最小の経費で最大の効果を挙げるため、経常経費増加の抑制、補助金交付の必要性の検討や既存事業の見直しに取り組みます。

##### 1-3 特別会計等の自律的な財政運営

特別会計及び公営企業会計では、事業計画に基づいた独立採算による効率的な運営及び徴収率向上のため徴収対策の強化に取り組みます。

## 基本目標 2 公共施設等の適正な管理・運営の推進

将来的な人口減少等により、厳しい財政状況が見込まれる中、公共施設等の老朽化に対応するため、公共施設等マネジメントに取り組み、更新等費用の軽減等を図ることにより、公共施設等の適正な管理を推進します。

### 2-1 公共施設等マネジメントの推進

公共施設保有量の縮減や建物の長期利用により更新等費用の軽減及び平準化を図るとともに、未利用となっている土地については、売却や貸付などの有効活用に取り組みます。

### 2-2 民間活力を活用した公共施設の管理運営

民間委託や指定管理者制度等の民間活力を導入し、効率的かつ、効果的な管理運営に努めます。

## 基本目標 3 機能的な組織体制の整備・人材育成の推進

組織体制の見直しや民間活力の導入を行い、効率的で質の高い執行体制を目指すとともに、多様化する市民ニーズに対応するため、職員の人材の育成に努めます。

### 3-1 行政組織の活性化・効率化

多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応していくため、業務内容に応じた組織編成を検討し、簡素で合理的な組織づくりに取り組むとともに、市民に分かりやすい組織の構築に努めます。

### 3-2 人材マネジメント

職員一人ひとりの意欲向上を図り組織としての総合力を高めていくため、人事評価制度の確立や職員研修に取り組みます。また、仕事以外の領域においては、結婚・出産・子育て・介護等、子育てや介護の時間などが持てるよう、ワークライフバランスを推進していきます。

このことにより、職員一人ひとりがSDGs（持続可能な開発目標P9※2参照）の理念をしっかりと認識し、社会的な課題、組織上の問題点や市民ニーズを把握し、積極的に自ら考え行動できる意識を醸成するとともに、さらなる人材の育成に努め「職員の質」を高めていきます。

## 基本目標4 効率的・効果的な行政サービスの推進

市民のライフスタイル（生活様式）の変化や価値観等、市民ニーズの多様化に対応するため、ICTを積極的に活用するとともに、既存ネットワーク基盤を活用した行政サービスのさらなる向上に努めます。

### 4-1 BPR（業務改革※3）の手法やICTを活用した行政サービス

行政サービス（手続き）の利便性を向上させるため、ICTを活用した情報提供や各種申請・届出手続きの電子化に取り組みます。

### 4-2 適時・的確な情報伝達体制の構築

災害時における市民への情報伝達を効果的に行えるよう、各種伝達手段の連携を図るとともに、的確な情報発信に努めます。

※3 Business Process Re-engineering（業務改革）の略称で、業務プロセスを分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、業務処理の迅速化・正確性の向上を図る取り組み。

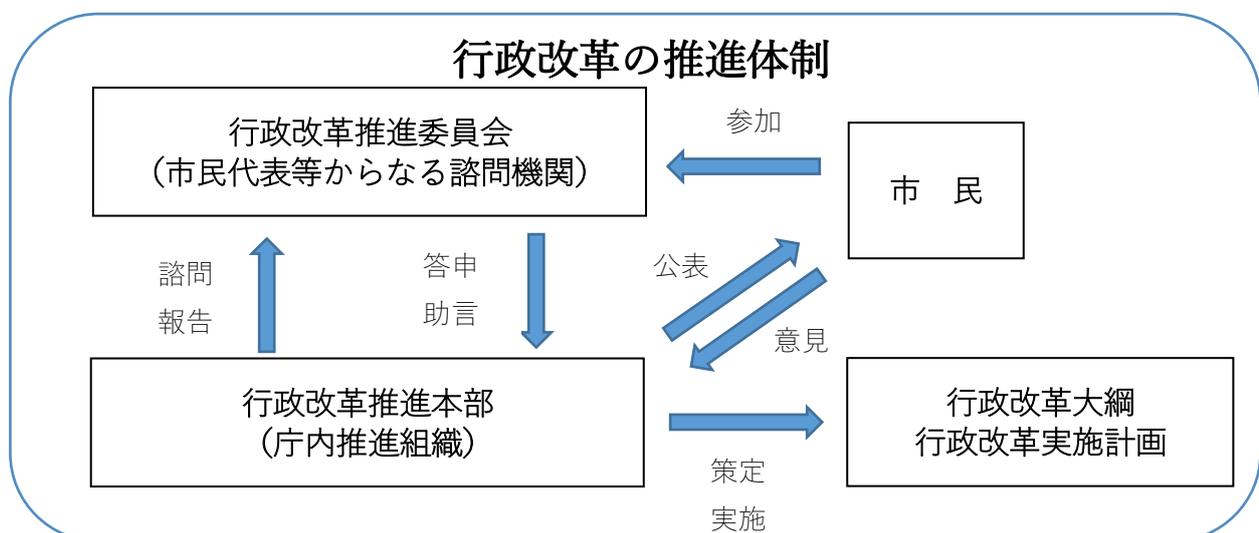
## 4 計画期間

本大綱の計画期間は、印西市総合計画第1次基本計画との整合を図り、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、本大綱に掲げる実施項目の具体的な取組事項を定めた第6次印西市行政改革実施計画（令和3年度～令和7年度）を策定し、進捗管理を行います。

## 5 推進体制

市民の代表等で組織する印西市行政改革推進委員会に、行政改革実施計画の進捗状況を報告し、様々な観点から意見を求めるとともに、市長を本部長とする印西市行政改革推進本部において、進捗管理を行い、市民に公表していきます。



## 6 参考資料

### ① 諮問・答申 (1) 諮問書

印西総第1222号  
令和2年12月1日

印西市行政改革推進委員会  
会 長 川 邊 孝 様

印西市長 板 倉 正 直

印西市行政改革大綱の策定について（諮問）

第6次印西市行政改革大綱の策定にあたり、印西市行政改革推進委員会設置条例  
第2条の規定により諮問します。

(2) 答申書

令和3年3月16日

印西市長 板倉 正直 様

印西市行政改革推進委員会  
会 長 川 邊 孝

印西市行政改革大綱の策定について（答申）

令和2年12月1日付け、印西総第1221号で諮問のありました、第6次印西市行政改革大綱については、本委員会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり委員会の意見を付して答申します。

記

- 1 第6次印西市行政改革大綱について審議の結果、妥当なものと認めます。
  - (1) 第6次印西市行政改革大綱は、4つの基本目標により構成するものとする。

改革事項

    - 基本目標1 持続可能な財政運営の推進
    - 基本目標2 公共施設等の適正な管理・運営の推進
    - 基本目標3 機能的な組織体制の整備・人材育成の推進
    - 基本目標4 効率的・効果的な行政サービスの推進
  - (2) 計画期間  
令和3年度から令和7年度までの5ヵ年とする。
  - (3) 大綱に掲げる基本目標を推進するため、第6次印西市行政改革実施計画を策定し事務事業を具体的に定めるものとする
- 2 審議の過程において各委員から出された意見について、十分に尊重されることを要望します。また、国・県及び社会経済情勢等の変化に応じて見直しを行うことを要望します。
- 3 本大綱をすみやかに決定のうえ、総合的かつ計画的な行財政運営を着実に遂行され、目標が達成できるよう最善の努力をされることを期待します。

## 【関係例規】

### ②印西市行政改革推進委員会設置条例

(設置)

**第1条** 社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、印西市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 委員会は、市長の諮問に応じて、印西市の行政改革の推進に関する重要事項を調査及び審議する。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第4条** 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

### ③印西市行政改革推進委員会設置条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、印西市行政改革推進委員会設置条例（昭和60年条例第16号）第7条の規定に基づき、印西市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(付議事項等の通知)

**第2条** 委員会を招集しようとするときは、会議開催の場所、日時及び付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する事項があるときは、直ちに会議に付議することができる。

(説明又は資料の提出等)

**第3条** 委員会は、関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて説明又は参考意見を聞くことができる。

(雑則)

**第4条** この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

#### ④印西市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

**第1条** 市は、活力ある地域社会の形成と市民福祉の増進を目指して、行財政体系の簡素化及び効率化に努め、その実現を図るため、印西市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(構成)

**第3条** 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を主宰し、これを代表する。
- 4 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 5 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 6 本部員は教育長、印西市行政組織条例（平成8年条例第13号）第2条に規定する部、印西市教育委員会行政組織規則（昭和41年教育委員会規則第1号）第11条の表に規定する教育部及び印西市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和52年条例第12号）第4条第2項に規定する上下水道部の長の職にある者をもって充てる。

(会議)

**第4条** 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

**第5条** 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に指示された事項及び推進本部に付議すべき事案の調査、検討及び調整を行う。
- 3 幹事会は、総務部長、印西市行政組織規則（平成9年規則第31号）第6条第1項に規定する課の長及び第7条第1項に規定する課の長、印西市支所及び出張所設置条例施行規則（平成22年規則第5号）第4条第1項に規定する支所長、印西市教育委員会行政組織規則（昭和41年教育委員会規則第1号）第11条に規定する課の長、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長並びに印西市水道事業及び下水道事業処務規程（昭和57年水道事業管理規程第1号）第2条に規定する課の長の職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会は、総務部長が招集し、これを主宰する。
- 5 総務部長に事故あるときは、総務部総務課長がその職務を代理する。

(専門部会の設置)

**第6条** 本部長は、行政改革の効果的な推進を図るために、必要と認めるときは、推進本部の会議の決定により専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、本部長が任命する者をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長及び副本部会長を置き、部会長及び副本部会長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 専門部会は、必要と認めるときに部会長が招集する。
- 5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(行政改革推進主任)

**第7条** 印西市行政組織規則第6条第1項及び第7条第1項に規定する課、印西市支所及び出張所設置条例施行規則第2条に規定する課、印西市教育委員会行政組織規則第11条に規定する課、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局並びに印西市水道事業及び下水道事業処務規程第2条に規定する課（以下「課等」という。）に行政改革推進主任を置く。

2 行政改革推進主任は、課等の長が指名する者をもって充てる。

3 行政改革推進主任は、所属する課等の行政改革に関する事務を処理するものとする。

（各部等の協力）

**第8条** 推進本部は、事務の執行に当たり、必要と認められる資料の提出、調査の実施等を各部等の長に求めることができる。

（推進本部の庶務）

**第9条** 推進本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

（その他）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

第6次印西市行政改革大綱  
令和3年3月

印西市 総務部 総務課

〒270-1396 印西市大森 2364-2

電話 0476-42-5111 (代表)

FAX 0476-42-7242